

平成22年度 実績評価書（平成21年度の実績の評価）

「豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること」について

平成22年8月

労働基準局勤労者生活課(三浦課長)[主担当]

労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室(能登室長)〔労働金庫関連〕

1. 政策体系上の位置付け

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は施策中目標に当たり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること										
	1	2	3	4	5	6	7	8		
施策大目標分野	労働条件の確保・改善	り 安全・安心な職場づくり	会 復帰の促進	被 災労働者の保護・社会	勤 労者生活の充実	業 環境の整備	短 時間労働者等の就 業環境の整備	の 安定した労使関係等 の形成	個 別労働紛争	労 働保険適用・徴収

施策中目標

1	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること
---	----------------------

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標4 勤労者生活の充実を図ること

施策中目標2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること

（関連施策）

特になし

（予算書との関係）

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

<中小企業退職金共済制度関係[施策小目標 1 関係]>

一般会計

(項) 独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費

：独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費（全部）

労働保険特別会計

労災勘定

(項) 中小企業退職金共済等事業費：中小企業退職金共済等事業に必要な経費（一部）

雇用勘定

(項) 中小企業退職金共済等事業費：中小企業退職金共済等事業に必要な経費（一部）

<勤労者財産形成促進制度関係[施策小目標 2 関係]>

労働保険特別会計

労災勘定

(項) 中小企業退職金共済等事業費：勤労者財産形成促進事業費補助金（全部）

雇用勘定

(項) 中小企業退職金共済等事業費：勤労者財産形成促進事業費補助金（全部）

<労働金庫関係[施策小目標 3 関係]>

一般会計

(項) 厚生労働本省共通費：労働金庫監督検査対策費（全部）

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

（施策小目標）

（施策小目標 1）中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること（別添参照）

（施策小目標 2）勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること（別添参照）

（施策小目標 3）労働金庫の健全性のための施策を推進すること（別添参照）

（予算）

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額	-	13,181	12,348	11,752	9,771
(決算額)(百万円)	(-)	(-)	(11,848)	(10,587)	
税制減収額見込み (実績)(百万円)	-	-	-	-	-

3. 施策を取り巻く環境 — 評価の前提

(1) 施策の枠組み（根拠法令、政府決定、関連計画等）

<中小企業退職金共済制度関係[施策小目標1関係]>

中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）に基づき、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として設けられた制度が中小企業退職金共済制度です。これにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立しようとするものです[施策小目標1関係]。

<勤労者財産形成促進制度関係[施策小目標2関係]>

勤労者財産形成促進法（昭和46年法律第92号）に基づき、事業主が勤労者の給与から一定額の給与天引きを行い、金融機関に積み立てていく財形貯蓄制度、財形貯蓄を行っている勤労者に対し自宅の購入に必要な資金等を融資する財形融資制度など、勤労者が豊かで安定した生活を送るための資産形成を事業主や国が支援することとされています[施策小目標2関係]。

<労働金庫関係[施策小目標3関係]>

労働金庫は、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づき設立された会員制の協同組織金融機関であり、同法第94条により準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第25条において、内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に検査を実施させることができるとされています[施策小目標3関係]。

(2) 現状分析（施策の必要性）

<中小企業退職金共済制度関係[施策小目標1関係]>

中小企業における退職金制度は、大企業に比べ依然として普及していない状況です。中小企業は独力で退職金制度を設けることが困難であるため、中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要があります[施策小目標1関係]。

<勤労者財産形成促進制度関係[施策小目標2関係]>

勤労者財産形成制度の利用件数は約1,000万件となっていますが、急激な高齢化の進展、年金給付見込額の減少により老後に不安を抱く人が多くなっています。また、勤労者は自営業者と比べ、自宅を所有している割合（※）が低いことから、勤労者財産形成制度の普及を引き続き図る必要があります[施策小目標2関係]。

※持家率 勤労者世帯 58.9% 自営業者世帯 79.0%

資料出所 総務省「平成20年住宅・土地統計調査」

<労働金庫関係〔施策小目標３関係〕>

労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法に基づき設立された会員制の協同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、検査の実施が必要です。

(3) 施策実施上の留意事項（総務省、会計検査院等による指摘）

特になし

4. 評価と今後の方向性

指標・目標値の動き等をもとに、本施策を評価し、今後の方向性をまとめました。施策小目標ごとの詳細な評価は、5.を参照下さい。また、独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する業務については、厚生労働省独立行政法人評価委員会労働部会における評価をご参照ください。

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (400,600人以上／平成21年度)	438,120	416,246	415,249	411,561	404,586
達成率		124%	117%	117%	103%	101%
2	勤労者財産形成促進制度の利用件数 (前年度以上／毎年度)	11,376,891 件	10,957,645 件	10,528,158 件	10,180,064 件	9,873,198 件
達成率		96.6%	96.3%	96.1%	96.7%	97.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。 主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数です。 指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課調べによる。 						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3	全労働金庫に対する検査実施率 (50%以上／毎年度)	50	57	43	50	50
達成率		100.0%	114.0%	86.0%	100.0%	100.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
<ul style="list-style-type: none"> 指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。 						

(指標の分析：有効性の評価)

- 指標1は、目標を上回っている。
→中小企業における退職金制度の確立に資していると評価できます。
- 指標2は、目標値を達成していない。

→勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にありますが、これからの高齢化社会において社会保障を補完する役割も有しているなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要です。

※持家率 勤労者世帯 58.9% 自営業者世帯 79.0%

資料出所 総務省「平成 20 年住宅・土地統計調査」

・指標 3 は、目標達成率が平成 19 年度以外は 100% に達している。

→労働金庫に対する検査は確実に実施していると評価できます。

また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップを行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資していると評価できます。

（効率性の評価）

・中小企業退職金共済制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつも、着実に新規加入被共済者数の目標を達成していることから、社会保険労務士会等の協力を得つつ効果的な加入促進運動を実施し、効率的な普及促進等を実施していると評価できます。

・勤労者財産形成促進制度については、事業運営に係る経費の削減を図りつつ、外部事業者による広報活動を実施し、また、都道府県ごとに説明会を開催し、説明会参加者が財形制度を理解した割合が 80% を超えるよう実施するなど、効率的な普及促進等を実施していると評価できます。しかし、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあることから、利用実績等を踏まえ、勤労者財産形成促進制度の見直しについて検討を行い、今後は利用実績が低調である財形教育融資業務（※）を廃止し、制度の重点化、更なる効率化を図ることとします。

・労働金庫に対する検査については、全ての労働金庫に対して概ね 2 年に 1 回実施しており、金融実態に応じた的確な検査を実施するという観点から評価できます。

（※）財形教育融資貸付決定件数（平成 21 年度） 32 件

（今後の方向性）

・中小企業退職金共済制度については、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため今後とも適切に実施していきませんが、今後はシステム最適化等によるコストの削減も図ることとしています。

・勤労者財産形成促進制度については、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であることから、今後も適切に実施していきませんが、今後は利用実績が低調である財形教育融資業務を廃止し、制度の重点化更なる効率化を図ることとします。

・労働金庫に対する検査については、引き続き適切に実施していきます。

5. 評価と今後の方向性（施策小目標ごと）

施策小目標ごとの評価と今後の方向性は次のとおりです。指標・目標値の動きは別図を参照下さい。また、個別の事業ごとの評価は別表を参照下さい。指標の出典等は9. 参考を参照下さい。

（1）施策小目標1「中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること」関係

（指標・目標値）

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 (400,600人以上／平成21年度)	438,120	416,246	415,249	411,561	404,586
達成率		124%	117%	117%	103%	101%
【調査名・資料出所、備考等】 ・施策中目標に係る指標1と同じ ・指標1は、独立行政法人勤労者退職金共済機構の調べによる。 主に常用雇用者を対象とした一般の中小企業退職金共済制度の新規被共済者数です。						

（事務事業等の概要）

中小企業退職金共済制度とは、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）により、中小企業の従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。これにより、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業について、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって退職金制度を確立しようとするものです。

（評価と今後の方向性）

中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数に係る目標を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できます。豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に実施することとしています。

* 中小企業退職金共済事業の詳細な評価は、別表1-1を参照下さい。

(2) 施策小目標2「勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
2	勤労者財産形成促進制度の利用件数 (前年度以上／毎年度)	11,376,891 件	10,957,645 件	10,528,158 件	10,180,064 件	9,873,198 件
達成率		96.6%	96.3%	96.1%	96.7%	97.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標2は、労働基準局勤労者生活部企画課調べによる。						

(事務事業等の概要)

勤労者財産形成促進制度は、勤労者が豊かで安定した生活を送るための資産形成を事業主や国が支援する制度であり、以下の制度等から成ります。

- ・勤労者が、給与からの天引きにより長期間にわたって定期的に貯蓄を行う財形貯蓄制度（一般財形貯蓄、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄）
- ・事業主が、財形貯蓄を行う勤労者のために、定期的に金銭を拠出することにより勤労者の資産形成を一層援助促進する財形給付金制度・財形基金制度
- ・財形貯蓄を行っている勤労者に対し自宅の購入に必要な資金等を融資する財形持家融資制度（独立行政法人雇用・能力開発機構が事業主等を通じて行う転貸融資、公務員に対してその共済組合等が行う直接融資、また、これらの融資を受けることができない勤労者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う直接融資）
- ・財形貯蓄を行っている勤労者本人またはその親族に対し教育に必要な資金を融資する財形教育融資制度
- ・また、本制度においては、財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄の元利合計で550万円（財形年金貯蓄のうち、生命保険、損害保険の契約については元本385万円）までの利子等の非課税措置及び勤労者が支払いを受ける財産形成給付金等に係る一時所得扱いなどの課税の特例措置があります。

(評価と今後の方向性)

- ・勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が減少傾向にあるものの、財形制度の利用件数が約1,000万件となっており、豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策として一定の成果を上げていると評価できます。今後、制度の重点化、効率性

を高めるため、利用実績が低調な財形教育融資（※）を廃止した上で、適切に実施することとします。

（※）財形教育融資貸付決定件数（平成 21 年度） 32 件

* 勤労者財産形成促進事業の詳細な評価は、別表 2－1 を参照下さい。

(3) 施策小目標3「労働金庫の健全性のための施策を推進すること」関係

(指標・目標値)

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3	全労働金庫に対する検査実施率 (50%以上／毎年度)	50	57	43	50	50
達成率		100.0%	114.0%	86.0%	100.0%	100.0%
【調査名・資料出所、備考等】						
・指標3は、労働基準局勤労者生活部企画課労働金庫業務室の調べによる。						

(事務事業等の概要)

労働金庫は、労働金庫法（昭和28年法律第227号）に基づき設立された会員制の協同組織金融機関であり、労働金庫の健全かつ適正な運営の確保のため、厚生労働本省職員が労働金庫に対する検査を実施し、労働金庫の業務及び財産の状況を把握しています。

(評価と今後の方向性)

概ね2年に1回という労働金庫に対する検査の実施により、金融実態に応じた的確な検査を実施することができています。

また、検査の実施に当たっては、「労働金庫及び労働金庫連合会の金融検査に関する基本方針」（平成17年7月制定）に基づき、①労働金庫との間の「双方向の理論（※）」、②法令等遵守態勢等のプロセス・チェックなどを重視しており、この検査手法は、労働金庫の自主的・持続的な改善に向けた取組の促進に資するものとなっています。

引き続き同事業を実施する必要があると考えています。

（※）事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで金庫の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセス

*労働金庫監督検査事業の詳細な評価は、別表3-1を参照下さい。

6. 施策の随時の見直し－現状把握の取組

厚生労働省では、施策の随時の見直しや将来の企画立案に活かすべく、現状把握の取組を行っており、そのうち主なものは以下のとおりです。

月	件名	内容	その後の対応
5月	中退制度の加入状況等について	前年度までの加入状況等の集計結果をHPに掲載している。 http://www.taisyokukin.go.jp/toukei/index.html	
6月	財形制度の実施状況の集計結果について	前年度までの財形貯蓄・財形融資の件数・残高等の集計結果をHPに掲載している。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/kinrousya/jissi/index.html	
随時	厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の分析	対応状況を、毎週記者発表し、HPに掲載している。 http://www.mhlw.go.jp/iken/bosyu_voice.html	

7. 評価結果の政策への反映の方向性

(1) 予算について

以下ので囲んだ方向で検討します。

- ・廃止
- ・見直しの上（増額／現状維持／減額）
- ・見直しをせず、現状維持

(2) 税制改正要望について

特になし

(3) 機構・定員について

以下の方向で検討します。

- ・減員
- ・増員
- ・組織・機構の統廃合

（「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）により、財形持家融資業務は独立行政法人勤労者退職金共済機構に移管することとされています。）

(4) 指標の見直しについて

特になし

8. 有識者の知見の活用について

中小企業退職金共済事業、勤労者財産形成促進事業、労働金庫監督検査事業について、それぞれ有識者１名に意見をいただく予定です。

9. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

<中小企業退職金共済事業>

4 関係

○独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標、中期計画

- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構中期目標（平成１９年２月２９日付厚生労働省発基勤第0229004号指示）

- ・独立行政法人勤労者退職金共済機構中期計画（平成１９年３月３１日付厚生労働省発基勤第0331001号認可）

（独立行政法人勤労者退職金共済機構ホームページ）

<http://www.taisyokukin.go.jp/>

<勤労者財産形成促進事業>

3（２）関係

○平成20年住宅・土地統計調査

（総務省ホームページ）http://www.stat.go.jp/data/jyutaku/2008/10_3.htm

4 関係

○独立行政法人雇用・能力開発機構 中期目標、中期計画

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構中期目標（平成１９年３月１２日付厚生労働省発能第0312005号指示）

- ・独立行政法人雇用・能力開発機構中期計画（平成１９年３月２３日付厚生労働省発能第0323008号認可）

（独立行政法人雇用・能力開発機構ホームページ）<http://www.ehdo.go.jp/profile/koukai.html>

○「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）

（首相官邸ホームページ）

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/gyokaku/kettei/081224honbun.pdf#search='雇用・能力開発機構の廃止について'>

6 関係

○財形制度の実施状況

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/kinrousya/jissi/index.html>

<労働金庫監督検査事業>

3（1）関係

○銀行法（昭和56年法律第59号）

<http://www.e-gov.go.jp/>

10. 添付資料等一覧

本評価書の添付資料は以下のとおりです。また、本評価書中で言及した新しい事業や税制改正要望について、事前評価を実施しているものについては掲載先のURLをあわせて示しています。

別図 政策体系（Ⅲ－４－２）

別表1－1 「中小企業退職金共済事業」（事業評価シート）

（別図）中小企業退職金共済制度の概要

別表2－1 「勤労者財産形成促進事業」（事業評価シート）

（別図）勤労者財産形成促進制度の概要

別表3－1 「労働金庫監督検査事業」（事業評価シート）

（別図）労働金庫について

①施策目標番号	②責任課室(課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標(アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値(達成水準/達成時期)	⑧最新値(年度)【達成率】			
III-4-1	労働基準局 勤労者生活 部企画課 (企画課 長:野口 尚)	III-4 勤労者生活 の充実を図 ること	III-4-1 労働時間等の設定改善の促進等を通 じた仕事と生活の調和対策を推進す ること		<施策中目標に係る指標>					
					1	労働時間等の課題について 労使が話し合いの機会 を設けている割合 ※21年度限り	前年以上/ 毎年	52.1% (21年) 【112.8%】		
					2	週労働時間60時間以上の 雇用の割合	前年以下/ 毎年	9.2% (21年) 【108.0%】		
					3	年次有給休暇取得率	前年以上/ 毎年	47.4% (20年) 【101.5%】		
					<施策小目標に係る指標>					
					施策 小目 標 1	労働時間等の設定改善に向け た取組を推進すること及び仕 事と生活の調和に係る社会的 気運を醸成すること	(企業の取組の促 進) ・労働時間等設定改 善援助事業 ・労働時間等設定改 善推進助成金 ・職場意識改善助成 金 (社会的気運の醸 成) ・仕事と生活の調和 推進プロジェクト ・仕事と生活の調和 推進会議の開催 等 ※社会的気運の醸成 に関する事業は、い ずれも平成21年度限 り	<施策小目標に係る指標>		
							労働時間等の課題について労 使が話し合いの機会を設けて いる割合 ※施策中目標に係る指標 1 と 同じ ※21年度限り	前年以上/ 毎年	52.1% (21年) 【112.8%】	
							週労働時間60時間以上の雇用 者の割合 ※施策中目標に係る指標 2 と 同じ	前年以下/ 毎年	9.2% (21年) 【108.0%】	
							年次有給休暇取得率 ※施策中目標に係る指標 3 と 同じ	前年以上/ 毎年	47.4% (20年) 【101.5%】	
							30代男性の週労働時間60時間 以上の就業者の割合	前年以下/ 毎年	18.0% (21年) 【110.0%】	
		多様な働き方に対応した労働 環境等を整備すること	(特に配慮を必要と する労働者に対する 休暇制度の普及事業 ・テレワーク相談セ ンター ・テレワーク・セミ ナー	<施策小目標に係る指標>						
		特別な休暇制度普及率	前年以上/ 毎年	46.0% (21年度) 【-】						
		①テレワーカー比率 ※21年度限りの指標 ②在宅型テレワーカー数 ※22年度以降の指標	①20%/22年まで に(注1) ②700万人/27年 までに(注2)	①15.3% (21年) 【76.5%】 ②約330万人 (20年)						
評価予定表			19	20	21	22	23	備考 注1) テレワーク人口倍増ア クションプラン(平成19年5月29日 テレワーク推進に関する関係省 庁連絡会議決定)より 注2) i-Japan戦略2015(平成21 年6月30日IT戦略の今後の在り方 に関する専門調査会決定)より		
			実績 【重】	モニ 総合 【重】	実績 【重】	モニ	実績			

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
III-4-2	労働基準局 勤労者生活部 施策小目標 1: 勤労者生活課(勤労者生活課長: 畑中啓良) 施策小目標 2: 企画課(企画課長: 野口尚) 施策小目標 3: 労働金庫業務室(労働金庫業務室長: 坪田一雄)	III-4 勤労者生活の充実を図ること	III-4-2 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること		< 施策中目標に係る指標 >												
					1	中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数	400,600人以上/21年度(注1), 22年度(注2)	404,586人(21年度) 【101.0%】									
					2	勤労者財産形成促進制度の利用件数	前年度以上/毎年度	9,873,198件(21年度) 【97.0%】									
			3	全労働金庫に対する検査実施率	50%以上/毎年度	50%(21年度) 【100%】											
			施策小目標1	中小企業退職金共済制度の普及促進等を図ること	・中小企業退職金共済事業	< 施策小目標に係る指標 >											
						中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数 ※施策中目標に係る指標1と同じ	400,600人以上/21年度(注1), 22年度(注2)	404,586人(21年度) 【101.0%】									
			施策小目標2	勤労者財産形成促進制度の活用促進を図ること	・勤労者財産形成促進事業 ・勤労者財産形成促進制度に係る課税の特例	< 施策小目標に係る指標 >											
						勤労者財産形成促進制度の利用件数 ※施策中目標に係る指標2と同じ	前年度以上/毎年度	9,873,198件(21年度) 【97.0%】									
			施策小目標3	労働金庫の健全性のための施策を推進すること	・労働金庫に対する検査 ・労働金庫に対する指導及び監督	< 施策小目標に係る指標 >											
						全労働金庫に対する検査実施率	50%以上/毎年度	50%(21年度) 【100%】									
評価予定表						備考											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>19</td> <td>20</td> <td>21</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> <td>実績</td> <td>モニ</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	モニ	実績	モニ	実績	モニ	注1) 平成21年度勤労者退職金共済機構の年度計画より 注2) 平成22年度勤労者退職金共済機構の年度計画より	
19	20	21	22	23													
モニ	実績	モニ	実績	モニ													

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(1)				別表1-1		
事業評価シート								
予算事業名		中小企業退職金共済事業		事業開始年度		昭和34年		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活課 (勤労者生活課長 三浦 知雄)						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		○中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)						
関係する通知、計画等								
予算体系		(項)独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費 (大事項)独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費交付金に必要な経費 (目)独立行政法人勤労者退職金共済機構一般中小企業退職金共済事業等勘定運営費交付金 (目)独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済事業等勘定運営費交付金 (目)独立行政法人勤労者退職金共済機構清酒製造業退職金共済事業等勘定運営費交付金 (目)独立行政法人勤労者退職金共済機構林業退職金共済事業等勘定運営費交付金						
		(項)中小企業退職金共済等事業費 (大事項)中小企業退職金共済等事業に必要な経費 (目)中小企業退職金共済事業費等補助金						
		(項)中小企業退職金共済等事業費 (大事項)中小企業退職金共済等事業に必要な経費 (目)中小企業雇用安定事業費等補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等:)						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先: 勤労者退職金共済機構 実施主体: 勤労者退職金共済機構)						
		<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先:) <input checked="" type="checkbox"/> その他(運営費交付金)						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	1/7	常勤役員数	1/6	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	255	内、官庁OB	0	役員報酬総額	99,134千円	官庁OB役員報酬総額	17,037千円
	積立金等の額	50,427百万円	内訳	前中期目標期間繰越積立金 50,311百万円 独立行政法人通則法第44条第1項積立金 116百万円		今後の活用計画	積立金の原資は、主として過去に事業主が納付した掛金、運用益等であり、将来の従業員の退職金の原資となるものである。	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立し、もって中小企業勤労者の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。						
	対象 (誰/何を対象に)	中小企業の事業主及び従業員						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	<ul style="list-style-type: none"> 事業主の相互共済の仕組みと国の援助により中小企業の退職金制度を確立する。 独立行政法人勤労者退職金共済機構が事業を運営する。 						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	8,989 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費	0 百万円			担当正職員	千円		人
	総計	8,989 百万円			臨時職員他	千円		人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	10,987						
	H19(決算上の不用額)	666						
	H20(決算額)	10,768						
	H20(決算上の不用額)	298						
	H21(予算(補正込))	10,735						
	H21(決算見込)	9,747						
H22予算	8,989							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	(1) 掛金助成補助 ① 一般の中小企業退職金共済制度 ・新規加入掛金助成(負担割合: 1/2)及び掛金月額変更掛金助成(負担割合: 1/3) 6,274百万円 ② 特定業種退職金共済制度 ・新規被共済者掛金助成(負担割合: 1/3) 1,179百万円 (2) 基幹的業務に係る事務的経費についての補助(負担割合: 定額) 1,536百万円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(1)		別表1-1		
事業評価シート						
予算事業名		中小企業退職金共済事業		事業開始年度	昭和34年	
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活課 (勤労者生活課長 三浦 知雄)				
事業/制度の 必要性		中小企業において、退職金制度が大企業に比べ依然として普及していない状況であり、独力で退職金制度を設けることが困難であるため、機構が中小企業に代わって退職金の支給を行う中小企業退職金共済制度の普及を引き続き図る必要がある。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		特定退職金共済制度(商工会議所等)				
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		関係各省庁に加入促進月間協力依頼を送付				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
	予算執行率		%			
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		中小企業退職金共済制度における新規加入被共済者数(400,600人以上/平成21年度)	人	415,249 【117%】	411,561 【103%】	404,586 【101%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数は目標を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。				
今後 の 方向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	中小企業退職金共済制度については、新規加入被共済者数に係る目標達成率を上回っており、施策目標の達成に向けて進展していると評価できる。豊かで安定した勤労者生活の実現に資する施策であるため、今後とも適切に実施することとしている。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		fa				

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(2)		別表2-1				
事業評価シート								
予算事業名		勤労者財産形成促進事業		事業開始年度		昭和46年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活課（勤労者生活課長 三浦 知雄）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		事業：勤労者財産形成促進法第6条、第9条及び第10条の3 補助金：雇用保険法の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）附則第6条等						
関係する通知、計画等		「勤労者財産形成促進法の施行について」（昭和47年1月22日付労働省発基第3号）他						
予算体系		(項) 中小企業退職金共済等事業費 (大事項) (目) 勤労者財産形成促進事業費補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <u>直接</u> ・間接）（補助先：（独）雇用・能力開発機構 実施主体：（独）雇用・能力開発機構）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	1(1)/6	常勤役員数	1(1)/5	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	3,588	内、官庁OB	0	役員報酬総額	108,466千円	官庁OB役員 報酬総額	41,060千円
	積立金等の額	53,219百万円	内訳	雇用促進住宅業務に係る積立金等 49,865百万円 雇用促進融資業務等に係る積立金 等 2,354百万円 財産形成利子補給基金 1,000百万 円	今後の 活用計画	今後の支出に備えた必要な 目的積立金等である		
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	【制度の目的】 勤労者財産形成促進制度は、貯蓄や持家取得といった勤労者の計画的な財産形成を国及び事業主の援助、協力により促進し、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする制度である。 【補助金の目的】 財形貯蓄制度の中小企業への普及促進を図る。						
	対象 (誰/何を対象に)	【制度の対象】 事業主及び勤労者（財形融資制度は事業主に貸付を行い、事業主が勤労者に転貸する。） 【補助金の対象】 中小企業事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	【制度の内容】 勤労者財産形成促進制度は、「財形貯蓄制度」と「財形融資制度」から成るが、いずれも勤労者の財産形成の自助努力に対し、事業主及び国が援助・協力を行うことで、勤労者が財産形成をしやすい環境を整えることを目的とする。なお、財形融資は財形貯蓄取扱機関に蓄積されている財形貯蓄を原資としている。 《財形貯蓄》事業主：給与天引き、金融機関への払込み 国：利子等非課税措置 《財形融資》国：長期低利融資 事業主：①社内融資として転貸、②費用負担の軽減措置 【補助金の内容】 財形貯蓄制度の普及促進を図るため、財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出した事業主に対し助成を行う（平成26年度までの経過措置）。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	2 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	－ 百万円		担当正職員	－ 千円	－	人	
総計	2 百万円	臨時職員他		－ 千円	－	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	87						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	47						
	H20(決算上の不用額)	0						
	H21(予算(補正込))	4						
	H21(決算見込)	4						
H22予算	2							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	勤労者財産形成促進事業費補助金（負担割合10/10）							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(2)			別表2-1		
事業評価シート							
予算事業名		勤労者財産形成促進事業			事業開始年度		昭和46年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活課（勤労者生活課長 三浦 知雄）					
事業/制度の 必要性		<p>①財形制度は、資産形成を行いつらい勤労者のために、勤労者の自助努力に対し、事業主と国が援助することにより、勤労者の資産形成を促進する制度である。今なお、自営業者に比べ、勤労者は持家率で立ち後れが見られ(自営業者79.0%、勤労者58.9%)、また、勤労者間でも資産格差が大きくなってきている(貯蓄のまったくない勤労者世帯が20%を超過等)ことから、本制度の必要性は依然として高い。</p> <p>②高齢化の進展や年金の給付見込額の減少等により、老後に不安を抱く人が多くなっている中、安定した老後の生活のために、勤労者の資産形成を支援することで、社会保障を補完する役割も有する財形(貯蓄)制度の必要性はより高まっている。</p> <p>③財形制度を導入し福利厚生を充実させることは、勤労者本人にとって福祉の向上の観点から重要であるが、事業主にとっても雇用管理の改善(従業員の職場への定着等)にもつながるものであるため、本制度は勤労者の資産形成のためだけではなく、企業の発展という観点からも重要な制度である。</p> <p>④(独)雇用・能力開発機構が行う転貸融資は事業主を経由して勤労者に融資を行うものであるため、勤労者の年収による制限は設けられておらず、勤労者個人の年収要件を重視する民間金融機関の融資を利用しつつ中企業等の勤労者についても広く融資の利用が可能である。</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		—					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		財形制度説明会等の実施	回	850	584	664	
	予算執行率		%	100	100	100	
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		勤労者財産形成促進制度の利用件数 (前年度以上/毎年度)	件	10,528,158件 (96.1%)	10,180,064件 (96.7%)	9,873,198件 (97.0%)	
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		<p>指標は、目標値を達成していない。</p> <p>勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあるが、これからの高齢化社会において社会保障を補完する役割も有しているなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要。</p>					
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	<p>「雇用・能力開発機構の廃止について」(平成20年12月24日閣議決定)において、「財形持家融資業務は勤労者退職金共済機構へ移管し、財形教育融資業務は廃止する」とされている。</p> <p>→実績が低調であった財形教育融資業務を廃止し、財形持家融資業務のみを移管することにより、業務の重点化を図り、事業の更なる効率化を図ることとされている。</p>					
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		—					
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		<p>・財形融資業務の運営に要する経費(人件費等を除く。)については、平成18年度までは勤労者財産形成促進事業費補助金により予算措置されていたが、平成19年度より、①国費による予算措置から自己収入による支出に移行し、併せて、②経過措置を設けた上で助成金をすべて廃止した。</p> <p>≪予算額≫18年度予算1,315,517千円→19年度予算86,952千円(経過措置分の助成金のみ予算措置)</p> <p>・また、平成19年度以降においても、国費からの支出は厳格に精査し、その減額に取り組んでいる。</p>					

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(2)		別表2-1				
事業評価シート								
予算事業名		勤労者財産形成促進事業		事業開始年度		昭和46年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活部企画課（企画課長 野口 尚）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		事業：勤労者財産形成促進法第6条、第9条及び第10条の3 補助金：雇用保険法の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）附則第6条等						
関係する通知、計画等		「勤労者財産形成促進法の施行について」（昭和47年1月22日付労働省発基第3号）他						
予算体系		(項) 中小企業退職金共済等事業費 (大事項) (目) 勤労者財産形成促進事業費補助金						
実施方法		<input type="checkbox"/> 直接実施						
		<input type="checkbox"/> 業務委託等（委託先等： ）						
		<input checked="" type="checkbox"/> 補助金（ <u>直接</u> ・間接）（補助先：（独）雇用・能力開発機構 実施主体：（独）雇用・能力開発機構）						
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	1(1)/6	常勤役員数	1(1)/5	非常勤役員数	0/1	監事等	0/2
	職員総数	3,588	内、官庁OB	0	役員報酬総額	108,466千円	官庁OB役員 報酬総額	41,060千円
	積立金等の額	53,219百万円	内訳	雇用促進住宅業務に係る積立金等 49,865百万円 雇用促進融資業務等に係る積立金 等 2,354百万円 財産形成利子補給基金 1,000百万 円		今後の 活用計画	今後の支出に備えた必要な 目的積立金等である	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	【制度の目的】 勤労者財産形成促進制度は、貯蓄や持家取得といった勤労者の計画的な財産形成を国及び事業主の援助、協力により促進し、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする制度である。 【補助金の目的】 財形貯蓄制度の中小企業への普及促進を図る。						
	対象 (誰/何を対象に)	【制度の対象】 事業主及び勤労者（財形融資制度は事業主に貸付を行い、事業主が勤労者に転貸する。） 【補助金の対象】 中小企業事業主						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	【制度の内容】 勤労者財産形成促進制度は、「財形貯蓄制度」と「財形融資制度」から成るが、いずれも勤労者の財産形成の自助努力に対し、事業主及び国が援助・協力を行うことで、勤労者が財産形成をしやすい環境を整えることを目的とする。なお、財形融資は財形貯蓄取扱機関に蓄積されている財形貯蓄を原資としている。 《財形貯蓄》事業主：給与天引き、金融機関への払込み 国：利子等非課税措置 《財形融資》国：長期低利融資 事業主：①社内融資として転貸、②費用負担の軽減措置 【補助金の内容】 財形貯蓄制度の普及促進を図るため、財形貯蓄を行う勤労者を支援するために拠出した事業主に対し助成を行う（平成26年度までの経過措置）。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	2 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	－ 百万円		担当正職員	－ 千円	－	人	
総計	2 百万円	臨時職員他		－ 千円	－	人		
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	87						
	H19(決算上の不用額)	0						
	H20(決算額)	47						
	H20(決算上の不用額)	0						
	H21(予算(補正込))	4						
	H21(決算見込)	4						
H22予算	2							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	勤労者財産形成促進事業費補助金（負担割合10/10）							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(2)			別表2-1		
事業評価シート							
予算事業名		勤労者財産形成促進事業			事業開始年度		昭和46年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活部企画課（企画課長 野口 尚）					
事業/制度の 必要性		<p>①財形制度は、資産形成を行いつらい勤労者のために、勤労者の自助努力に対し、事業主と国が援助することにより、勤労者の資産形成を促進する制度である。今なお、自営業者に比べ、勤労者は持家率で立ち後れが見られ（自営業者79.0%、勤労者58.9%）、また、勤労者間でも資産格差が大きくなってきている（貯蓄のまったくない勤労者世帯が20%を超過等）ことから、本制度の必要性は依然として高い。</p> <p>②高齢化の進展や年金の給付見込額の減少等により、老後に不安を抱く人が多くなっている中、安定した老後の生活のために、勤労者の資産形成を支援することで、社会保障を補完する役割も有する財形（貯蓄）制度の必要性はより高まっている。</p> <p>③財形制度を導入し福利厚生を充実させることは、勤労者本人にとって福祉の向上の観点から重要であるが、事業主にとっても雇用管理の改善（従業員の職場への定着等）にもつながるものであるため、本制度は勤労者の資産形成のためだけではなく、企業の発展という観点からも重要な制度である。</p> <p>④（独）雇用・能力開発機構が行う転貸融資は事業主を経由して勤労者に融資を行うものであるため、勤労者の年収による制限は設けられておらず、勤労者個人の年収要件を重視する民間金融機関の融資を利用しつつ中 小企業等の勤労者についても広く融資の利用が可能である。</p>					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業		—					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		—					
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績	
		財形制度説明会等の実施	回	850	584	664	
	予算執行率		%	100	100	100	
アウト カム	達成目標 （指標、達成水準/ 達成時期）、 実績	【指標】（達成水準／達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】	
		勤労者財産形成促進制度の利用件数 （前年度以上／毎年度）	件	10,528,158件 （96.1%）	10,180,064件 （96.7%）	9,873,198件 （97.0%）	
事業/制度の 自己評価 （アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及）		<p>指標は、目標値を達成していない。 勤労者財産形成促進制度については、金融商品の多様化等の影響により契約件数が縮小傾向にあるが、これからの高齢化社会において社会保障を補完する役割も有しているなど、生涯生活設計の下での勤労者の財産形成の重要性は一層増大していると考えられることから、引き続き施策の有効性を高めるための工夫が必要。</p>					
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 （より効率的・効 果的な事業とする 観点から） （担当部局案）	<p>「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、「財形持家融資業務は勤労者退職金共済機構へ移管し、財形教育融資業務は廃止する」とされている。</p> <p>→実績が低調であった財形教育融資業務を廃止し、財形持家融資業務のみを移管することにより、業務の重点化を図り、事業の更なる効率化を図ることとされている。</p>					
	平成23年度予算の 方針（担当部局案）	（見直しの上） （見直しをせず）	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額		
比較参考値 （諸外国での類似事業 の例など）		—					
特記事項 （事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等）		<p>・財形融資業務の運営に要する経費（人件費等を除く。）については、平成18年度までは勤労者財産形成促進事業費補助金により予算措置されていたが、平成19年度より、①国費による予算措置から自己収入による支出に移行し、併せて、②経過措置を設けた上で助成金をすべて廃止した。 ≪予算額≫18年度予算1,315,517千円→19年度予算86,952千円（経過措置分の助成金のみ予算措置） ・また、平成19年度以降においても、国費からの支出は厳格に精査し、その減額に取り組んでいる。</p>					

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(3)		別表3-1				
事業評価シート								
予算事業名		労働金庫監督検査事業		事業開始年度		昭和28年度		
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室（労働金庫業務室長 能登 清和）						
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）		労働金庫法第94条により準用する銀行法第25条						
関係する通知、計画等								
予算体系		(項)厚生労働本省共通費 (大事項)労働金庫監督検査対策費 (目)検定検査旅費・検定検査費						
実施方法		■直接実施						
		□業務委託等（委託先等：）						
		□補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）						
		□貸付（貸付先：） □その他（）						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	/	常勤役員数	/	非常勤役員数	/	監事等	/
	職員総数		内、官庁OB		役員報酬総額		官庁OB役員 報酬総額	
	積立金等の額		内訳		今後の 活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	労働金庫の業務の健全かつ適切な運営の確保のため。						
	対象 (誰/何を対象に)	各労働金庫						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	厚生労働本省職員が各労働金庫に対する検査を実施し、労働金庫の業務及び財産の状況を把握している。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	9 百万円	}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事 職員数)	従事職員数		
	人件費	0 百万円		担当正職員	千円		人	
	総計	9 百万円		臨時職員他	千円		人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	8,987,762						
	H19(決算上の不用額)	2,154,238						
	H20(決算額)	8,979,770						
	H20(決算上の不用額)	1,660,230						
	H21(予算(補正込))	10,639,000						
	H21(決算見込)	7,891,840						
	H22予算	9,226,000						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	検定検査旅費 7,907,000円 検定検査費 1,319,000円							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-4-2-(3)		別表3-1		
事業評価シート						
予算事業名		労働金庫監督検査事業		事業開始年度		昭和28年度
担当部局・課室名 作成責任者		労働基準局勤労者生活課労働金庫業務室（労働金庫業務室長 能登 清和）				
事業/制度の 必要性		労働金庫は、労働組合、消費生活協同組合等が行う福利共済活動及びこれらの構成員等のために金融の円滑を図ること等を目的として、労働金庫法に基づき設立された会員制の協同組織金融機関であり、その業務の健全かつ適切な運営の確保のため、検査の実施が必要である。				
他省庁、自治体、民間 等における類似事業						
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担		労働金庫及び労働金庫連合会に対する監督・検査は、厚生労働大臣及び金融庁長官の共管となっており、労働金庫に対する監督・検査権限の一部は都道府県知事（北海道、新潟県、長野県、静岡県、沖縄県）に委任されている。				
アウト プット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		全労働金庫に対する検査実施率 (50%以上/毎年度)	%	43	50	50
	予算執行率		%	80.7	84.4	74.2
アウト カム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】（達成水準/達成時期）	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)		例年、半数程度の労働金庫に対する検査が実施できており、労働金庫に対する的確な検査を実施することができている。 また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップを行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資している。				
今後 の 方 向 性	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	金融実態に応じた的確な検査を実施するため、また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップが必要なことから、現状どおり概ね2年に1回の検査を実施していく。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)						
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)						

* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載